

農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱

(昭和50年5月16日付け50農経第152号福島県農政部長通知)

(最終改正 令和8年6月16日付け8農支第1150号福島県農林水産部長通知)

(趣 旨)

第1条 県は、農業経営の自立及び安定を図るため、融資機関が農業者等に対して農家経営安定資金を貸し付けた場合、当該融資機関に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 銀行及び信用金庫

2 この要綱において「農業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自ら農業を営み又は農業に従事する個人
- (2) 自ら農業を営み又は農業に従事する個人が主たる構成員又は出資者となっている団体

3 この要綱において「中山間地域」とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官通知）第4の1により規定された次の地域をいう。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

- (4) 知事が、中山間地域等直接支払における本県の特認地域及び特認基準について（平成12年7月14日付け12農振第383号）の記の1により指定した特認地域

4 この要綱において「農業経営の維持・安定に取り組む意欲のあるもの」とは、次に掲げ

るものをいう。

- (1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2の集落協定を締結した個人又は団体
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づく認定農業者
- (3) 市町村又はその地域のおおむね平均経営面積以上の経営規模を有し、その地域の中核となって、継続して農業を営む個人又は団体

5 この要綱において「農家経営安定資金」とは、次の資金をいう。

資金の種類	貸付対象者	貸付限度額	償還期限	据置期間	貸付利率
(1) 小災害資金 天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るために必要な資金	農業者等	(注1) 300万円以内	(注1) 5年以内	(注1) 1年以内	(注1) Aの利率以内
【東日本大震災農業経営対策特別資金】 東日本大震災の影響により農業経営に深刻な被害を受けている農業者等に融通する資金	農業者等	(注2) 平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金 （原発事故対策緊急支援資金） 個人 1,000万円 団体・法人 1,200万円	10年以内	3年以内	2.5%以内
【令和元年台風19号災害資金】 令和元年台風19号により農業経営に被害を受けた農業者等に融通する資金 （令和元年度、2年度実施事業）	農業者等	500万円以内	10年以内	3年以内	0.06%以内

<p>【令和3年4月凍霜害災害資金】 令和3年4月の凍霜害により被害を受けた農業者等に融通する資金 (令和3年度実施事業)</p>	農業者等	300万円以内	5年以内	1年以内	0.3%以内
<p>【原油価格・物価高騰対策資金】 原油価格及び物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金</p>	農業者等	500万円以内	5年以内	1年以内	2.5%以内
<p>【令和5年4月凍霜害資金】 令和5年4月の凍霜害により被害を受けた農業者等に融通する資金</p>	農業者等	300万円以内	5年以内	1年以内	0.7%以内
<p>【令和7年2月大雪災害資金】 令和7年2月の大雪により被害を受けた農業者等に融通する資金</p>	農業者等	300万円以内	5年以内	1年以内	1.7%以内
<p>【令和8年5月降ひょう災害資金】 令和8年5月の降ひょうにより被害を受けた農業者等に融通する資金</p>	農業者等	300万円以内	5年以内	1年以内	2.8%以内
<p>(2) 負債整理資金 営農のために生じた負債を借り換えるのに必要な資金</p>	農業者等	300万円以内	6年以内	1年以内	Aの利率以内
<p>(3) 経営支援資金 「産地生産力強化総合対策事業（産地育成整備事業）実施要領」（令和3年4月1日付け3生流第8号福島県農林水産部長通知）に基づく事業を実施するために必要な資金</p>	第2条第2項第2号に定めるもの	同事業の事業主体負担経費の額以内	5年以内	1年以内	Bの利率以内

(4) 農業経営高度化資金 農業経営の規模拡大、資本装 備の高度化等	農業者等	500万円 以内	7年以内 運転資金 は3年 以内	1年以内 運転資金 はなし	Aの利率 以内
(5) 中山間地域経営維持資金 中山間地域における農業経営 の維持・安定を図るために必要 な資金	農業経営 の維持・ 安定に取り 組む意 欲のある もの	500万円 以内	7年以内	1年以内	Aの利率 以内

(注1) 小災害資金の貸付限度額、償還期限、据置期間及び貸付利率は、表中に示す金額等を基準とし、天災等による被害規模等を総合的に勘案し、資金ごとに設定する。

(注2) 東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）の貸付限度額については、福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業による債務保証を受ける場合にあつては、同事業による農家経営安定資金適用基準に定める貸付限度額の範囲内とする。

6 前項の貸付利率は、次のとおりとする。

- (1) Aの利率 福島県農業近代化資金融通措置要綱（平成14年8月7日付け14農経第432号、福島県農林水産部長通知）第2の6の(1)に規定する貸付利率
- (2) Bの利率 Aの利率から0.5を控除した利率（ただし、Aの利率が0.5%以下の場合、Aの利率を控除した利率）

(利子補給金の交付の対象)

第3条 利子補給金は、あらかじめ県と利子補給に関する契約を締結した融資機関が農業者等に対して農家経営安定資金を貸し付けた場合、当該融資機関に対し交付する。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間ごとに融資平均残高（当該期間中の毎日の最高残高（延滞金額を除く。）の総和を365で除して得た金額とする。）に対し、福島県農業近代化資金利子補給要綱（昭和46年4月21日付け46農経第172号、福島県農政部長通知）別表第1（第2条関係）に規定するもののうち、「法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合」の欄に掲げる利子補給率（以下「近代化資金の利子補給率」という。）から0.3を控除して得た率により計算して得た額とする。ただし、下記資金については、それぞれ(1)～(8)に定めるとおりとし、(8)については、得た率が「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の1の(2)のウに基づき通知される基準金利を上回る場合、基準金利とする。

- (1) 東日本大震災農業経営対策特別資金（原発事故対策緊急支援資金）
 1. 20%により計算して得た額
- (2) 令和元年台風19号災害資金
 - 0.99%により計算して得た額
- (3) 令和3年4月凍霜害災害資金
 - 1.00%により計算して得た額
- (4) 原油価格・物価高騰対策資金
 - 0.95%により計算して得た額
- (5) 令和5年4月凍霜害資金
 - 0.95%により計算して得た額
- (6) 令和7年2月大雪災害資金
 - 0.95%により計算して得た額
- (7) 令和8年5月降ひょう災害資金
 - 0.95%により計算して得た額
- (8) 経営支援資金
 - 近代化資金の利子補給率に0.2を加えて得た率により計算して得た額

(承認の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請は、農家経営安定資金利子補給承認申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する別に定める書類は、次に掲げるもののほか、知事が別に必要と認める書類とする。

(1) 小災害資金に係る書類

農家経営安定資金借入申込書（第2-1号様式）の写し

（福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、農家経営安定資金借入申込書兼債務保証委託申込書（第2-2号様式）の写し）

なお、東日本大震災農業経営対策特別資金については下記ア～イのとおりとする。

ア 個人

農家経営安定資金〔小災害資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）〕借入申込書（第2-1号様式の1）の写し

（福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、農家経営安定資金〔小災害資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）〕借入申込書兼債務保証委託申込書（第2-2号様式の1）の写し）

イ 団体

農家経営安定資金〔小災害資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）〕借入申込書（第2-1号様式の2）の写し

（福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、農家経営安定資金〔小災害資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）〕借入申込書兼債務保証委託申込書（第2-2号様式の2）の写し）

(2) 負債整理資金に係る書類

農家経営安定資金借入申込書（第3-1号様式）の写し

（福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、農家経営安定資金借入申込書兼債務保証委託申込書（第3-2号様式）の写し）

(3) 経営支援資金、農業経営高度化資金及び中山間地域経営維持資金に係る書類

ア 個人は、農家経営安定資金借入申込書（第4-1号様式）の写し

（福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、農家経営安定資金借入申込書兼債務保証委託申込書（第4-2号様式）の写し）

なお、中山間地域経営維持資金にあつては、第4号様式の2の写しを添付するものとする。

イ 団体は、農家経営安定資金借入申込書（第5-1号様式）の写し

（福島県農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、農家経営安定資金借入申込書兼債務保証委託申込書（第5-2号様式）の写し）

なお、中山間地域経営維持資金にあつては、第4号様式の2の写しを添付するものとする。

（決定の通知）

第6条 規則第7条の決定の通知の様式は次によるものとする。

- (1) 承認したものにあっては第6号様式
- (2) 承認しないものにあっては第7号様式

（状況の報告）

第7条 規則第11条の規定による状況の報告は次により行うものとし、その提出期限は、別に定める。

- (1) 農家経営安定資金貸付状況報告書（第8号様式）
- (2) 制度資金特例移動報告書（第9号様式）

（利子補給金の交付の請求）

第8条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、農家経営安定資金利子補給金交付請求書（第10号様式）に利子補給計算明細実績表（第11号様式）を添えて、第4条の期間を経過した日から起算して30日以内に知事に提出しなければならない。

（承認申請の変更等）

第9条 融資機関は、利子補給の承認申請の変更又は取消を必要とする場合は、速やかに農家経営安定資金利子補給変更承認申請書（第1号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。なお、この場合の決定の通知の様式は次によるものとする。

- (1) 承認したものにあっては第6号様式
- (2) 承認しないものにあっては第7号様式

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、融資機関に対して利子補給の承認を取り消し若しくは変更し、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 利子補給に係る資金の借入者が借入れの目的以外に使用したとき。
- (2) 融資機関が、規則及びこの要綱又は県と締結した利子補給に関する契約の条項に違反したとき。
- (3) 申請書等に虚偽の事実を記載したとき。

(書類の提出)

第10条 融資機関が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の福島県農林事務所長を経由して提出しなければならない。

第1号様式 農家経営安定資金利子補給(変更)承認申請書

第2-1号様式 農家経営安定資金(小災害資金)借入申込書

第2-2号様式 農家経営安定資金(小災害資金)借入申込書兼債務保証委託申込書

第2-1号様式の1 農家経営安定資金〔小災害資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)〕借入申込書(個人用)

第2-2号様式の1 農家経営安定資金〔小災害資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)〕借入申込書兼債務保証委託申込書(個人用)

第2-1号様式の2 農家経営安定資金〔小災害資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)〕借入申込書(団体用)

第2-2号様式の2 農家経営安定資金〔小災害資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)〕借入申込書兼債務保証委託申込書(団体用)

第3-1号様式 農家経営安定資金(負債整理資金)借入申込書

第3-2号様式 農家経営安定資金(負債整理資金)借入申込書兼債務保証委託申込書

第4-1号様式 農家経営安定資金(経営支援資金 農業経営高度化資金 中山間地域経営維持資金)借入申込書(個人用)

第4-2号様式 農家経営安定資金(経営支援資金 農業経営高度化資金 中山間地域経営維持資金)借入申込書兼債務保証委託申込書(個人用)

第4号様式の2 中山間地域経営状況内訳書(個人・団体)

第5-1号様式 農家経営安定資金(経営支援資金 農業経営高度化資金 中山間地域経営維持資金)借入申込書(団体用)

第5-2号様式 農家経営安定資金(経営支援資金 農業経営高度化資金 中山間地域経営維持資金)借入申込書兼債務保証委託申込書(団体用)

第6号様式 農家経営安定資金利子補給承認書

第7号様式 農家経営安定資金に係る利子補給について(通知)

第8号様式 農家経営安定資金貸付状況報告書

第9号様式 制度資金特例移動報告書

第10号様式 農家経営安定資金利子補給金交付請求書

第11号様式 利子補給計算明細実績表

(書類の保存期間)

第11条 利子補給金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10

年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年5月1日から施行し、昭和50年度分の利子補給金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。ただし、廃止前の要綱の規定に基づき利子補給の承認をしたものに係る利子補給金の交付等の手続きは、なお、従前の例による。
 - (1) 農家等住宅建築資金の融通を図るための利子補給要綱（昭和46年5月24日付け46農経第276号、福島県農政部長通達）
 - (2) 農家経営自立促進資金の融通を図るための利子補給要綱（昭和46年5月24日付け46農経第277号、福島県農政部長通達）

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

(中 略)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月22日から施行し、改正後の農家経営安定資金の融通を図るための利子補給要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に貸し付けられた農家経営安定資金については、なお従前の例による。